

(様式1)

動物実験に対する自己点検・評価報告書

青森県環境保健センター

令和5年3月27日

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・青森県環境保健センター動物実験規程 ・青森県環境保健センター動物実験緊急時の対応マニュアル ・青森県環境保健センターにおける逸走動物捕獲マニュアル ・実験動物飼育管理規定 ・実験動物飼育室管理標準作業書 ・実験用マウス検収及び飼育標準作業書 ・ホタテガイの麻痺性貝毒検査実施標準作業書 ・麻痺性貝毒(AOAC)検査実施標準作業書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

資料を確認した結果、妥当であった。

4) 改善の方針、達成予定時期

達成予定時期:

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・青森県環境保健センター動物実験規程 ・動物実験管理体制図 ・青森県環境保健センター動物実験委員会組織(1.動物実験委員会委員、2.動物実験実施者、3.飼養保管施設管理)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

資料を確認した結果、妥当であった。

4) 改善の方針、達成予定時期

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・青森県環境保健センター動物実験規程 ・青森県環境保健センター動物実験緊急時の対応マニュアル ・青森県環境保健センターにおける逸走動物捕獲マニュアル ・動物実験計画書(様式1) ・動物実験(変更追加)承認申請書(様式2) ・動物実験(終了・中止)報告書(様式3) ・動物実験実施状況結果報告書(様式4) ・飼養保管設備承認申請書(様式5) ・実験室設置承認申請書(様式6) ・施設等廃止届(様式7)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

資料を確認した結果、妥当であった。

4) 改善の方針、達成予定時期

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、施設に動物実験責任者が置かれているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

・青森県環境保健センター動物実験規程 ・青森県環境保健センター動物実験緊急時の対応マニュアル ・青森県環境保健センターにおける逸走動物捕獲マニュアル ・動物飼育管理規定 ・実験動物飼育室管理標準作業書 ・実験用マウス搬入及び検収標準作業書 ・実験用マウス飼育標準作業書 ・ホタテガイの麻痺性貝毒検査実施標準作業書 ・麻痺性貝毒検査実施標準作業書 ・青森県環境保健センター動物実験委員会組織(1.動物実験委員会委員、2.動物実験実施者、3.飼養保管施設管理)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

別紙のとおり

4) 改善の方針、達成予定期間

別紙のとおり

6. その他(動物実験の実施体制において、特記すべき取組及びその点・評価結果)

II. 規程及び体制等の実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・青森県環境保健センター動物実験規程
- ・青森県環境保健センター動物実験緊急時の対応マニュアル
- ・青森県環境保健センターにおける逸走動物捕獲マニュアル
- ・青森県環境保健センター動物実験委員会組織(1.動物実験委員会委員、2.動物実験実施者、3.飼養保管施設管理)
- ・2022年度動物実験委員会会議録(2022.4.6開催)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

資料を確認した結果、規定に基づき開催されていた。

4) 改善の方針、達成予定時期

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告がなされているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・2022年動物実験計画書 2件(2022-1、2022-2)、R3動物実験実施結果報告書 1件(2021-1)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

計画書が提出され、これに基づいて実施し、結果が報告されていた。

4) 改善の方針、達成予定時期

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者(当所:管理者)の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

・青森県環境保健センター動物実験委員会組織・実験動物飼育管理規定・実験動物飼育室管理標準作業書・実験用マウス検収及び飼育標準作業書・動物舎内記録(入退室記録、飼育室温度、湿度等記録、廃棄記録など)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

標準作業書に基づき、適正に実施されていた。

4) 改善の方針、達成予定時期

5. 施設等の維持管理の状況

(飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

・実験動物飼育室管理標準作業書・実験用マウス搬入及び検収標準作業書・実験用マウス飼育標準作業書・動物舎内記録(入退室記録、飼育室温度、湿度等記録、廃棄記録など)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

資料及び施設確認により、適正に維持管理されていることを確認した。

4) 改善の方針、達成予定時期

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者(当所:管理者)、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

・2022年度動物飼育管理に関する内部研修報告(2022年4月18日実施)
(研修内容:動物実験規程、実験動物等に関する法律・指針、センターにおけるマウス飼育～MBA実業務について等)
・動物実験管理体制図(2022年版)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

資料を確認した結果、適切に実施されていた。

4) 改善の方針、達成予定時期

7.自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開をしているか?)

1)評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき点がある。

2)自己点検の対象とした資料

- ・青森県環境保健センター動物実験規程 ・青森県HP

3)評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

前年度の自己点検・評価で指摘のあった以下の事項について改善された。

- ・青森県環境保健センター動物実験規程 第6条六 の委員についての記述を修正し、改訂
(2022.4改訂)

4)改善の方針、達成予定時期

動物実験委員会委員長 署名

2023年3月27日 石岡 和敏

青森県環境保健センター所長 署名

2023年3月27日 承認

長谷川 寿夫

動物実験に対する自己点検・評価報告書(2022年度)別紙

I. 規程及び体制等の整備状況

5. 実験動物の飼養保管の体制

(3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

- ① 青森県環境保健センター動物実験規程 第17条第四号において、実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、とされている、また青森県環境保健センターにおける逸走動物捕獲マニュアル1（2）において、動物の取扱い時には、施設等出入り口のネズミ返しの装着を確認すること、とされている。
- 一方、実験動物飼育室のうち、マウス接種区画といわゆる前室との間にネズミ返しが設置されていないことから、マウス接種時に何らかの理由によりマウスが逸走した場合に前室に入り込む可能性が高い。
- 以上について、対策を要する。
- ② 実験動物飼育室は、飼育室、マウス接種区画、いわゆる前室、洗浄室等に区分されている。
- 一方、実験動物飼育管理規定 (K-14-13-001/02) 1. 及び 2. における実験動物飼育室と 3. (1) における飼育室は同意と考えられ、実験動物飼育管理標準作業書 (K-14-13-002/03) 1. における実験動物飼育室及び飼育室と 2. (2) における飼育室は別物と考えられる。
- については、実験動物飼育管理標準作業書 (K-14-13-002/03) における入退室記録簿（様式第1号）への記載を要する区画を実験動物飼育棟、クリーンラックを設置している部屋を実験動物飼育室あるいは飼育室等としてはいかがか。
- ③ 実験用マウス検収及び飼育標準作業書 (K-14-13-002/03) 1. (2) において、業者より搬送された動物は実験動物飼育室に搬入することとされ、同2. に定められるマウスの検収を行うこととなるが、実際はいわゆる前室で実施しているものと推察される。
- 上記②にも関係するが、区画の呼び名を整理し、検収場所を明記してはどうか。
- (参考)
- 過去において、一度に200匹余のマウスの検収をしていた時期は、いわゆる洗浄室に搬送用ケージを仮置きし数箱ずつ前室へ持ち込んで検収していたが、現在は約60匹前後の搬入であり、今後も大きく増えることは想定されないため、前室で実施することと明記しても支障はないと考える。
- ④ 上記②及び③に関し、いずれかの標準作業書において各区画の呼び名を定義付けるとともに平面図を記載してはいかがか。

(4) 改善の方針、達成予定時期

①について、実験室用のネズミ返しについては、令和5年度中に設置要望予定。

②～④について、施設等の名称を以下に統一し、各々の標準作業書等を改訂する予定。また、改訂した標準作業書等には平面図を添付することとする。（達成予定期：令和5年5月）

実験動物舎 : 入退室管理を要する区域すべてを含む 施設等=実験動物舎
飼育室 : マウス飼育のためのクリーンラックを設置した照明管理が必要な区域
実験室 : 貝毒用マウス接種室及び前室

以上